

## 国家工商総局「知財濫用に関する独占禁止法執行指南（第7稿）」意見募集表

会社名： AIPPI JAPAN

担当者： 会長 長澤健一

条項番号	修正提案	修正理由
<p>第四 条 (二)</p>	<p><b>第四条 知的財産権分野の独占禁止法執行の基本原則</b></p> <p>国务院独占禁止法執行機関は知的財産権分野で独占禁止法を執行する際、以下4つの方面の基本原則を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 事業者が知的財産権 <u>(標準必須特許を含む)</u> を有することは、その関連市場で支配的地位を有すると直接推定されるべきではなく、市場支配的地位は「独占禁止法」第十八条と第十九条の規定に基づいて認定と推定を行う。事業者が知的財産権を有することは、<del>その市場支配的地位を有すると認定する要素の1つになり得る。</del></p> <p>(以下、略)</p>	<p>左記の通り修正する。</p> <p>本項でいう知的財産権に標準必須特許が含まれることを明確にするため、追記した。</p> <p>また、そもそも知的財産権は排他権であり、本来、事業会社が経営活動を有利に進めるためにこれを行わせることは正当な行為に当たるから、知的財産権の保有・行使と支配的地位を有するかどうかは直接的には関係しない。したがって、知的財産権を有する権利者がイコール市場支配的地位を有すると誤った解釈を招かないよう、より明確化するため、左記のとおり削除した。</p>
<p>第十五 条</p>	<p><b>第十五条 競争者間の市場分割</b></p> <p>競争者間の市場分割とは、競争者が知的財産権に関わる協定を通じて、知的財産権許諾市場又は、知的財産権を使用して生産される商品の販売市場、投入要素の調達市場を分割することを指す。</p> <p>競争者間の市場分割は通常、地域制限と表現され、知的財産権に関わる協定を通じて、競争者に特定地域で知的財産権を許可させない、又は当該知的財産権を使用して生産される商品又はその生産に関連する投入要素を生産させない、売らせない、積極的に販売させない、又は特定顧客を一方に引き留める行為を指す。</p> <p><u>権利者がライセンス技術を用いた製品の販売数量、販売地域を制限する行為は、技術を利用できる範囲を限定する行為として、正当な権利行使と認められるものである。</u></p>	<p>左記のとおり修正する。</p> <p>権利者がライセンス技術を用いた製品の販売地域等を制限する行為は、技術を利用できる範囲を限定する行為として、正当な権利行使と認められるものである。このような販売地域等が制限する行為が問題となり得るのは、複数の当事者が共謀して、第三者の参入を制限するなどの行為に限られる。原案では、一般的な地域限定ライセンスも規制されかねないため、左記のとおり修正を提案する。</p>

	<p><u>しかし、複数の競争者が第三者の参入を制限するためにこれらの制限を不当に課す行為は、正当な権利の行使とは認められない。</u></p>	
第二十条	<p><b>第二十条 非競争者間の地域と顧客の制限</b></p> <p>非競争者間の地域と顧客の制限とは、許諾者が知的財産権に関する協定を通じて、被許諾者がその知的財産権を使用して生産される商品の販売地域又は顧客に対し制限を行うことを指す。</p> <p>非競争者間の地域と顧客の制限は直接又は間接的な地域と顧客の制限を含む。直接的な地域と顧客の制限は、許諾者が被許諾者にいくつかの顧客又はいくつかの地域の顧客には販売しないことを求める、又は被許諾者にこれらの顧客の発注をその他の被許諾者に渡すことを要求することを指すが、それに限らないものとし、間接的な地域と顧客の制限とは主に、許諾者が財務的インセンティブの提供、販売数量の制限又は監視、制御システムなどの構築などの手段をとり、地域と顧客の制限を実現することを指す。</p> <p><u>権利者がライセンス技術を用いた製品の販売数量、販売地域を制限する行為は、技術を利用できる範囲を限定する行為として、正当な権利行使と認められるものである。</u></p> <p><u>しかし、複数の非競争者が第三者の参入を制限するためにこれらの制限を不当に課す行為は、正当な権利の行使とは認められない。</u></p>	<p>左記のとおり修正する（第十五条の修正提案と同じ趣旨）。</p> <p>権利者がライセンス技術を用いた製品の販売地域等を制限する行為は、技術を利用できる範囲を限定する行為として、正当な権利行使と認められるものである。このような販売地域等が制限する行為が問題となり得るのは、複数の当事者が共謀して、第三者の参入を制限するなどの行為に限られる。原案では、一般的な地域限定ライセンスも規制されかねないため、左記のとおり修正を提案する。</p>
第二十二 条	<p><b>第二十二條 市場支配的地位の認定と推定</b></p> <p>事業者が知的財産権（標準必須特許を含む）を有することは、<u>それが持つ市場支配の地位を有することを意味せず認定する要素の一つとなり得るが、事業者が有する知的財産権（標準必須特許を含む）に基づいて関連市場における支配的地位を持つと推定することはできない。</u></p>	<p>左記の通り修正する（第四条の修正提案と同じ趣旨）。</p> <p>そもそも知的財産権は排他権であり、本来、事業会社が経営活動を有利に進めるためにこれを行使することは正当な行為に当たるから、知的財産権の保有・行使と支配的地位を有するかどうかは直接的には関係しな</p>

	(以下、略)	<p>い。したがって、知的財産権を有する権利者がイコール市場支配的地位を有するとの誤った解釈を招かないよう、より明確化するため、修正した。</p> <p>また、標準必須特許を有するだけで、市場支配的地位を有すると断定されるのは非合理的であるため修正した。</p>
新規追加	<p><u>標準必須特許を保有する事業者が市場支配的地位を有するかどうかの判断に当たっては、以下の要素を考慮しなければならない。</u></p> <p>(一) <u>関連標準の市場価値及び応用程度</u>  (二) <u>代替標準があるか否か</u>  (三) <u>関連標準に対する業界の依存度及び代替標準への転換コスト</u>  (四) <u>異なる世代の関連標準の進化状況及びその互換性</u>  (五) <u>標準対象技術が代替される可能性</u>  (六) <u>標準必須特許を許諾しない場合の『社会インフラ』並びに『公共の利益』への影響</u></p>	<p>左記のとおり追加する。</p> <p>第二十二条に関連して、標準必須特許を保有する事業者が市場支配的地位を有するか否かを判断する際の考慮要素として左記を追加することを提案する。</p> <p>左記(一)～(五)は、国家発展改革委員会の『知的財産の濫用に関する独占禁止ガイドライン』(国家発展改革委員会が昨年12月31日付で意見募集を開始したもの。以下、「知財ガイドライン案」という。)第三章(一)「市場支配的地位の認定」に記載されており、考慮されるべきであるため追加した。</p> <p>標準必須特許の許諾を拒絶した際の社会インフラ、公共の利益への影響が考慮されるべきであるため、左記(六)を追加した。</p>
第二十三条	<u>全文削除。</u>	<p>そもそも知的財産権は排他権であり、知的財産権の行使は、ライセンス料も含めて、本来、当事者に委ねられるべきである。したがって、第二十三条を全文削除することを提案する。</p> <p>仮に、第二十三条が存置されるとしても、「知的財産権」は、社会インフラ、公共の利益に影響を及ぼし得る標準必須特許に限定されるべきである。また、その場合(仮に、第二十三条が存置され、「知的財産権」が標準必須特許に限定された場合)であっても、</p>

		<p>本来当事者に委ねられるべき知的財産権の行使を独占禁止法で制限することは謙抑的に行われるべきであるため、第二十三条は、「不公平な」高額で知的財産権が許諾される場合ではなく、「不当に」高額で許諾される場合に限定されるべきである。</p>
<p>第二十八 条</p>	<p><b>第二十八条 標準の制定と実施に関わる独占行為</b> (略) 本ガイドラインでいう標準必須専利とは、当該項目の標準の実施に欠くことのできない専利を指す。差止請求命令とは専利権利者が司法機関又はその他の組織に、関連事業者に対しその専利の使用を禁止又は制限する命令の発令を請求することを指す。 <u>標準必須特許に関する差止請求が濫用に該当するかどうかの判断に当たっては、以下の要素を考慮しなければならない。</u> (一) <u>交渉過程における双方の行為及びその示す真の意図</u> (二) <u>関連標準必須特許が負う関連差止救済の承諾</u> (三) <u>交渉過程における双方の提示ライセンス条件</u> (四) <u>差止請求がライセンス交渉、関連市場及び下流市場における競争及び社会インフラ並びに公共の利益に及ぼす影響</u> (五) <u>標準必須特許保有者の事業における当該特許の実施状況</u>  <u>上記考慮要素に基づいて、標準必須特許の差止請求が制限されるべきと判断された場合であっても、以下に該当する場合は、この限りでない。</u> (一) <u>標準実施者が標準必須特許保有者に対して、該当する規格についての標準</u></p>	<p>左記のとおり修正する。  標準必須特許に関する差止命令が濫用に該当するかどうかの判断は恣意的に行われるようなことがあってはならない。このため、差止命令が濫用に該当するかどうかの判断に当たって考慮されるべき事項がガイドラインに盛り込まれるべきである。このような観点から、第二十八条に、左記のとおり考慮要素を追加した。  左記(一)～(四)は、国家発展改革委員会の「知財ガイドライン」の『四、標準必須特許に係わる知的財産権行使行為(三)差止命令による救済の濫用』の(1)～(4)に記載されており、考慮されるべきであるため追加した。(なお、このうち、(四)については、標準必須特許の社会インフラへの影響を考慮し、「消費者の利益」を「公共の利益」に変更した。)  (五)は、実質的に事業を行わず、特許の管理・権利行使のみを専業とする第三者が保有する標準必須特許による差止請求は制限されるべきであるため、追記したものである。  最終四段落は、差止請求が制限された標準必須特許の権利者が、被疑侵害者からその所有する標準必須特許権や利用特許により差止請求されることはバランスを欠き、また、自ら実施許諾を受ける意思のない被疑</p>

	<p><u>必須特許を用いて差止請求をしている場合</u></p> <p><u>(二) 標準実施者が標準必須特許保有者に対して、該当する規格についての標準必須特許の利用特許で差止請求をしている場合</u></p> <p><u>(三) 標準実施者に、合理的且つ非差別的条件で許諾を受ける意思がない場合</u></p>	<p>侵害者に対しても差止請求をできないとするのは適当でないため、このような場合は、例外的に標準必須特許の差止命令が許容されることを追記したものである。</p>
--	---	--

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)